別表第五十二（第八条第三項関係）〔平成32年2月までの間に法第89条第2項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第2項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成30年	
		4月	10月
		円	円
平成30年	4月	400	—
	5月	800	—
	6月	1,190	—
	7月	1,590	—
	8月	1,980	—
	9月	2,370	—
	10月	2,760	400
	11月	3,150	800
	12月	3,540	1,190
平成31年	1月	3,930	1,590
	2月	4,310	1,980
	3月	4,700	2,370
	4月	5,080	—
	5月	5,460	—
	6月	5,850	—
	7月	6,230	—
	8月	6,600	—
	9月	6,980	—
	10月	7,360	—
	11月	7,730	—
	12月	8,100	—
平成32年	1月	8,480	—
	2月	8,850	—